

## 令和2年(2020年)産業連関表におけるファイナンス・リース取引の扱いについて

令和4年7月4日

総務省政策統括官(統計制度担当)付

統計審査官(産業連関表担当)室

## 1 基本的な考え方

## 2015年表の扱い

2015年表において、貸自動車業を含む物品賃貸業は、扱う財ごとに行6部門、列2部門から構成される。このうち、リース取引については、ファイナンス・リースか否かにかかわらずCTは賃貸料収入(リース物件の購入価額分を含む)、資産はリース業者の所有として扱っている。

## JSNAとの相違

ファイナンス・リースは、SNA国際基準や2015年基準の国民経済計算においては、「金融」扱い、資産はリース使用者に計上しており、産業連関表とは概念等が異なる。(内閣府資料参照)

## 基礎統計の状況等

- ・ 経済センサス活動調査等も見直しがなされ、2015年表と同様の推計は困難。
  - ・ 減耗等の資産関係の推計データがJSNAによるため、資本減耗等はそれと同様の推計が望ましい。
- 一方で、JSNAと同様の推計に変更する場合でも、以下の課題がある。
- ・ FISIM計算のための参照利子率や投入・産出のための推計資料は乏しい。
  - ・ 多くの大手リース業者は「発生主義的」賃貸料を売上高として計上するとともに、売上原価相当額をリース投資資産およびリース債権として計上している。(売上高は金融的な処理を行っていない。所有権移転外ファイナンス・リースではリース投資資産、所有権移転ファイナンス・リースではリース債権となる。)
  - ・ リース使用者側のファイナンス・リースは費用扱いと資産扱いの場合が混在。
  - ・ 将来的には、ファイナンス・リースとそれ以外の区分が会計上なくなる見込みであり、現時点でファイナンス・リースだけ別扱いするのは望ましくないと思われる。

## (経済センサス)

- ・ 「売上高」として(19区分の)「物品賃貸サービス」収入を把握(2015年も同様)
- ・ 品目別売上高としては、産業機械等品目別の物品賃貸収入は把握されない。
- ・ レンタル売上高、オペレーティング・リース契約額、ファイナンス・リース契約額ごとの産業機械等品目別の額を把握(2015年は、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの合算額)

## (経済構造実態調査(特定サービス産業実態調査)の状況)

- ・ 2019年の取引先産業別売上高割合(同業者取引を含む。同業者取引割合はCT推計に従来利用))を把握(2015年も同様)

2020年表の方針（供給・使用表等も同様）

方針：ファイナンス・リースについて、FISIM 扱いへの変更は基礎資料が乏しく本体表への導入は見送り（参考表で JSNA ベース公表）、賃貸サービスとするものの、CT は賃貸料からリース元本相当額を減額しマージン的な扱いに見直す。一方、資産関係は JSNA と同様の使用者主義に見直す。

- ① 10 桁部門としてファイナンス・リース部門を「物品賃貸サービス」として新設。基本分類は新設しない。
- ② ファイナンス・リース資産の扱い（「減耗」等）を変更。ファイナンス・リースの CT は、従来の「賃貸料」から以下のとおり減額。  
当該年の賃貸料収入 - 賃貸料収入に対応するリース元本相当額  
※ JSNA と比べて概ね FISIM の参照利率相当分が増額。
- ③ リース業の投入は、②の整理に従いリース資産の資本減耗を減額
- ④ リース業の産出は、②の整理に従い各列部門からリース元本相当額を減額。
- ⑤ 「参考表」として、JSNA の概念にあわせて公表（ファイナンス・リースにおける金融相当分の推計値、ファイナンス・リース行部門の産出とリース資産に関する資本形成額や資本減耗額の推計値、ファイナンス・リース列部門の投入額推計などを試算）

## 2 部門分類

- 2015 年表の部門は次のとおり構成。
- 2020 年表もこれを踏襲。ただし、CT 推計部門（10 桁部門）において、下記それぞれでファイナンス・リース、オペレーティング・リース、レンタルの区分を設ける。

列部門コード	行部門コード	名称
6611-01		物品賃貸業（貸自動車を除く。）
	6611-011	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業
	6611-012	建設機械器具賃貸業
	6611-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
	6611-014	事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業
	6611-015	スポーツ用品・娯楽用品・その他の物品賃貸業
6612-01	6612-011	貸自動車業

現行 10 桁分類（左表）と 2021 年経済センサスの品目分類（右表）

行部門	細品目
産業用機械器具（建設機械器具を除く。）賃貸業	リース
	レンタル
建設機械器具賃貸業	リース
	レンタル
電子計算機・同関連機器賃貸業	リース
	レンタル
事務用機械器具（電算機等を除く。）賃貸業	リース
	レンタル
スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業	スポーツ・娯楽用品賃貸業
	音楽・映像記録物賃貸業
	その他の物品賃貸業
貸自動車業	リース
	レンタル

行部門	細品目
ファイナンス・リース	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）
	建設機械器具
	電子計算機・同関連機器
	事務用機械器具（電算機等を除く。）
	自動車 その他
物品賃貸サービス （ファイナンス・リースを除く）	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）(OP)
	建設機械器具(OP)
	電子計算機・同関連機器(OP)
	事務用機械器具(電算機等を除く。)(OP)
	自動車(OP)
	産業用機械器具（建設機械器具を除く。）(レンタル)
	建設機械器具(レンタル)
	電子計算機・同関連機器(レンタル)
	事務用機械器具（電算機等を除く。）(レンタル)
	自動車(レンタル)
	スポーツ・娯楽用品
音楽・映像記録物 その他の物品	

### 3 概念・推計方法等

#### CT

ファイナンス・リースCT = リース期間中の当年リース料 - 当該リース元本相当額

リース期間中の当年リース料 = 経済センサス活動調査による当年リース契約額

× 契約額との調整率

リース元本相当額 = JSNA における 2020 年債務残高減少分

※ これらの額は、内閣府から必要なデータを入手し、CT 推計時の供給・使用表推計時において総務省が推計し、関係府省に提供する。

(JSNA) ファイナンス・リース CT は、FISIM として扱う。(それ以外のリースは賃貸料)  
ファイナンス・リースCT = 「リース債務残高」× (「運用利率」 - 「参照利率」)  
※ 結果的に、賃貸料の場合と比べて、モノの価格などが含まれず減額。

リース債務残高：リース事業協会が公表している「リース設備投資額」(2020 年度は 4.3 兆円) を各年で新規に契約したリースの元本相当部分、「リース取扱高」(2020 年度は 4.6 兆円) を元本+利払いを含めた各年の新規契約に対するリース料総額(将来支払分)とみなし、元利均等払いでリース期間内に償却すると仮定し、過去契約分の累積残高を計算。

リース期間：リース事業協会とリース会社の有価証券報告書から、一般的に 5 年がメインと確認できているため、計算上は一律 5 年と仮定。(なお、推計精度を上げるため、年ベースではなく、半期ベース(5 年=10 期間)でリース料の元利償却を計算)

運用利率(リースの利回り)：上記の元利均等払いの計算において、リース取扱高とリース設備投資額の関係から計算。なお各年の契約分に対するリース運用利率は、契約時点での固定利率と仮定。

FISIM 計算で利用する参照利率：リース独自のものを推計することが困難であることから、通常の FISIM 産出額推計で用いる参照利率を採用。

(2015I0) すべてのリースを賃貸料とする。

財ごとのリース CT = 品目別の賃貸売上高 × 財別、レンタル売上高・リース契約額構成比例 産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)の CT

4.5 兆円(センサス組替集計による、産業機械器具賃貸サービス(建機含む。)の収入)

× 構成比(財別(産業機械器具等)、レンタル売上高及びリース契約額構成比)

× 調整率(売上不詳分加算 1.07 + 同業者取引割合：レンタル 0.94、リース 0.99 の控除)

= 2.8 兆円

## ファイナンス・リースの産出推計・資本の扱い・投入

○ 各列部門の産出推計額 = CT (+輸入-輸出) × 各列部門の産出構成比

各列部門の産出構成比 = JSNA における 2020 年の産出内訳

※ JSNA と IO とは部門があわないので、そのまま利用できるわけではない。

輸出 2020 年 JSNA の海外へのファイナンス・リース貸付残高 × 運用利率

輸入 2020 年 JSNA の海外からのファイナンス・リース借入残高 × 運用利率

○ 賃貸サービス列部門の投入（資本減耗の扱い変更）

ファイナンス・リースの賃貸サービス列部門では資本減耗を計上しない。後は、従来どおりの投入推計による。

※ これらの額は、内閣府から必要なデータを入手して、CT 推計時の供給・使用表推計時において総務省が推計し、関係府省に提供する。

(JSNA)

需要先推計：リース事業協会が公表している業種（17 分野）別の「設備投資額」の構成比を元に、通常の経済活動別 FISIM 消費額における比率により細分化

輸出：海外へのファイナンス・リース貸付残高（国際収支統計）× 利ざや（運用利率－参照利率）

輸入：海外からのファイナンス・リース借入残高（国際収支統計）× 利ざや（運用利率－参照利率）

資本減耗・資本形成：ストック推計による。

投入：賃貸（列）から、金融（列）に、一定の調整を行っている

## 参考 企業会計の状況

(1) 総合リース業（多くのケース：「リース取引に関する会計基準の適用指針」が（貸手の会計処理として）示す(1)～(3)の方法のうち(2)の方法（「リース料を収受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法」）

○ 売上高

・ 売買契約的・発生主義的な扱い：リース料の受取時に、その分を売上高に計上。

○ 費用計上

・ 受取リース料から各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理する。

(2) リース使用者側

・ 少額リース資産および短期のリース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

※ PC など少額と思えないものも費用計上している場合があり、対応にばらつき。

## リース区分（フィナンシャル・リース／オペレーティング・リース）に関する課題について

「令和 2 年（2020 年）産業連関表の作成に関する基本方針」（令和 2 年 8 月 19 日産業連関部局長会議決定）では、令和 2 年産業連関表に係る主な検討事項として「08SNA の概念・定義や、生産物分類との整合性を図る観点から、内閣府における国民経済計算上の取り扱いの検討結果を勘案しつつ、産業連関表における取扱に関する検討を計画的に行う」こと、また「サービス分野の生産物分類や産業構造の変化等を踏まえ、国際標準産業分類等国際分類による国際比較可能性の確保にも配慮し、部門分類を検討する」こととされている。そのため、今後の検討に向けた導入として、まず国民経済計算の導入状況について以下のとおり整理した。

## 1. 概要

国際基準（2008SNA）では、固定資産のリース取引について、下記の通り契約の内容に応じた記録が求められている。

▶ フィナンシャル・リース（FL）

法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権が契約段階で借手に移転しているため、物品賃貸サービスではなく契約時点での売買として扱い、当該リース物品は契約時点から借手の資産として記録（「使用者主義<sup>1)</sup>」）。その際のリース料は、リース物品の分割払い＋金利手数料等の FL に伴う金融サービスの対価と考える。

▶ オペレーティング・リース（OL）

法的所有権・経済的所有権とも貸手であり、従来通り物品賃貸サービスとして扱い、当該リース物品は契約期間中も貸手の資産として記録（「所有者主義<sup>2)</sup>」）。

国民経済計算（以下「JSNA」）の旧基準（平成 23 年基準まで）では、実物勘定において FL/OL を区別した記録になっていなかったが<sup>3)</sup>、昨年度実施した平成 27 年基準改定において、新たに下記の①～⑤のとおり対応した。

- ① 物品賃貸業の売上を FL 分と OL（レンタルを含む）分に分割し、OL 分のみを従来同様の物品賃貸業の生産物と定義した。FL 分については、その中に含まれる金利手数料等の部分のみを「FL 契約に対する FISIM」という金融業の生産として定義し、それ以外のリース資産の元本支払にあたる部分については、リース契約段階で発生した負債に対する返済として、生産とみなさないこととした。
- ② FL 契約に伴うリース資産の扱いについては、従来は物品賃貸業の総固定資本形成として記録してい

<sup>1)</sup> 「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。

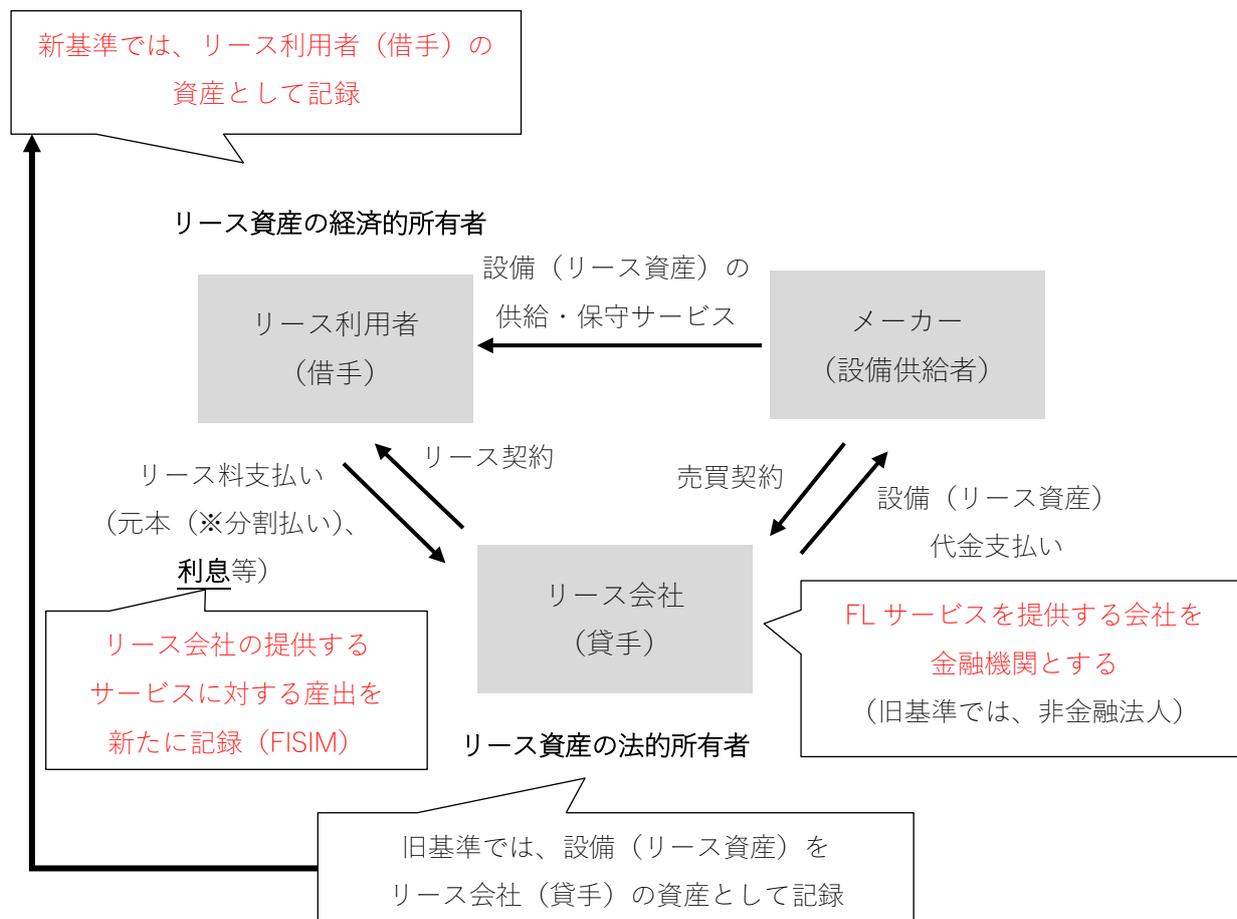
<sup>2)</sup> 「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける必要がある。

<sup>3)</sup> より詳細に言えば、生産勘定等においては、昭和 60 年産業連関表までの扱いにそって、産業用機械賃貸業と建設用機械賃貸業については使用者主義、それ以外の物品賃貸業については所有者主義という扱いをしていた。これに対し金融勘定においては、基礎統計である資金循環統計（日本銀行）などが現在の国際基準上の扱いに対応していたため、従来から FL 契約を金融の債権・債務関係として扱っていた。

たが、新基準からは契約段階から借手側の総固定資本形成として記録することとした。

- ③ FL の借手側における費用構造では、リース料支払のうち元本部分が中間投入とみなされなくなるため、その分だけ中間投入が減少する。他方でリース資産から生じる資本減耗を、リース契約時点から自らの資本減耗引当として記録し、その分だけ粗付加価値が増える。結果として、FL の借手側の各産業では、粗付加価値比率が増加するが、リース料に含まれる元本部分と資本減耗引当がほぼ相殺することにより、各産業の生産額に対しては影響を与えない。（実際の計算では生産額は先決しており、リース料の元本部分とリース資産に係る資本減耗の差分は、営業余剰により調節される。）
- ④ 物品賃貸業の費用構造については、生産額が 0L 分のみに減少することに対応して投入額を減額する必要がある。もっとも、FL リース料に含まれる元本部分は、FL 契約に伴うリース資産から生じる資本減耗引当とほぼ同等と考えられるため、物品賃貸業の中間投入への直接の影響は小さいと考えられる。
- ⑤ なお FL 契約には、契約期間中のメンテナンス料が含まれるようなケースも考えられる。これらはメーカーや修理業者の提供するメンテナンスサービスを、リース会社が借手に仲介しているとみなし、SUT バランシングの結果として、物品賃貸業に投入されていたものが、FL の借手側に直接投入されるよう、投入額が一部調整される。その結果、メンテナンス関係の中間投入が物品賃貸業から FL の借手側の各産業に移り、その分営業余剰が調整されている。

[FL の記録の変更にかかるイメージ図]



[物品賃貸業の生産額の定義の変化 (①) ]

平成23年基準まで		→	平成27年基準	
物品賃貸料 (物品賃貸業の生産)		FL	金利手数料等	→ FLのFISIM (金融業の生産)
			元本分 (分割)	→ × (生産とはみなさない)
		OL	物品賃貸料 (含レンタル料)	→ 物品賃貸料 (物品賃貸業の生産)

[リース資産の総固定資本形成の記録の変化 (②) ]

平成23年基準までの固定資本マトリックス

	物品賃貸業					計
リース資産 (機械設備等)	...				...	
総固定資本形成計	...				...	

平成27年基準の固定資本マトリックス

	(他産業)	物品賃貸業			(他産業)	計
FL契約によるリース資産						
OL契約によるリース資産						
総固定資本形成計	+	...	+	-	+	...

[FLの扱い変更に伴うU表の変化 (③、④) ]

FLの借手における費用構造の変化

平成23年基準までのU表

	金融業	物品賃貸業	内生計
物品賃貸料 (うちFLリース料)	...	...	...
物品賃貸料 (うちOLリース料)			
資本減耗引当			
営業余剰			
国内生産額	...	...	...

FL金利 ↑ OL  
FL元本

平成27年基準のU表

	(他産業)	金融業	物品賃貸業	(他産業)	内生計
FLのFISIM (金融業)	...	...	...	...	
× FL資産元本分支払					A
物品賃貸料 (OLリース料)					
資本減耗引当			A'		
FLリース資産の減耗			0		±0
営業余剰					
国内生産額	...	...	A	...	

FLのFISIM ↑ OL  
×FL元本 A ≐ A'

↑ 中間投入  
↓ 租付加価値

## 2. 具体的な推計方法

- FLについては、サービスを提供する主体を全て金融機関として整理。2008 SNAでは、貸手が金融機関の場合、支払の一部をFISIM（間接的に産出される金融仲介サービス）として扱うこととされており、こうした整理に沿って、業界データ等を用いて、新たにFISIM産出額を推計して記録する。

### 1 FISIM 産出額

FLに関しては、預金サービス（貸し手側 FISIM）が提供されず、貸出サービスのみが提供されるため、借り手側 FISIM のみとなる。

リース債務残高に関しては、リース事業協会が公表している「リース設備投資額」を各年で新規に契約したリースの元本相当部分とみなし、また「リース取扱高」を元本+利払いを含めた各年の新規契約に対するリース料総額(将来支払分)とみなしたうえ、元利均等払いでリース期間内に償却すると仮定して、過去契約分の累積残高を計算した。リース期間については、リース事業協会とリース会社の有価証券報告書から、一般的に5年がメインと確認できているため、計算上は一律5年と仮定した。（なお、JSNAでは推計精度を上げるため、年ベースではなく、半期ベース（5年=10期間）でリース料の元利償却を計算している。）

運用利率（リースの利回り）に関しては、上記の元利均等払いの計算において、リース取扱高とリース設備投資額の関係から計算される。なお各年の契約分に対するリース運用利率は、契約時点での固定利率と仮定している。

FISIM 計算で利用する参照利率に関しては、リース独自のものを推計することが困難であることから、通常の FISIM 産出額推計で用いる参照利率を採用する。

### 2 輸出及び輸入

FLに係る FISIM 輸出および輸入の推計において、通常と同様の推計式を使用する。

FLに係る輸出 FISIM : 海外への FL 貸付残高 × 利ざや（運用利率－参照利率）

FLに係る輸入 FISIM : 海外からの FL 借入残高 × 利ざや（運用利率－参照利率）

#### 【残高（輸出・輸入）】

基礎資料は日本銀行から提供される『国際収支統計』（以下、BOP）とする。しかし BOP においても、以下のデータ制約が存在する。

- ・負債残高については2014年から入手可能。
- ・資産残高・利息額（受取・支払）については1996年から入手可能。

#### ○推計について

上記の制約から BOP の残高の使用は困難となる。そのため、BOP 記載の貸付・借入それぞれの利息額に各利率（貸付・借入）を除すことで、残高を推計する。この利率に関しては、通常の輸出入 FISIM 推計に用いている各金融機関の有価証券報告書から入手できる利率を用いる。1996年以前に関しては、1996年の数値を横置きとする。

#### 【利ざや】

利ざやについては、基礎資料がなく、FLに係る適切な利率の推計が困難であるため、通常の輸出入 FISIM 推計と同様の利率を適用する。

### 3 制度部門別・経済活動別 FISIM 消費額

#### (1) 制度部門別 FISIM 消費額

まず、FL 国内消費額を下記により求める。

FL FISIM 国内消費額 =

$$\text{FL FISIM 国内産出額(借り手)} - \text{FL FISIM 輸出額} + \text{FL FISIM 輸入額}$$

分割比率に関して通常推計では、各制度部門で借入残高と適用利率を乗じて利息額を計算し、それらを合算した利息額合計に占める各制度部門の利息額の比率で分割比率を設定している。しかし、FL では各制度部門の利率が得られないため、通常の制度部門別 FISIM 消費額の各制度部門の消費額（消費者家計・持ち家除く）を用いて、比率を推計し FL に係る FISIM 国内消費額に乗じて、分割する。

#### (2) 経済活動別 FISIM 消費額

通常推計では、貸付先別貸付金（日本銀行資料）の貸付残高のウェイトを基に、制度部門別 FISIM 消費額を経済活動別 FISIM 消費額に分割している。金融機関は「金融業」と「保険業」に、それ以外は各業種別に分割される。しかし、FL では同様のデータが得られないため、独自で推計する必要がある。

金融機関の分割については、通常の経済活動別 FISIM 消費額推計の際に使用している「金融業・保険業分割比率」を用いる。

非金融法人の分割については、経済活動別へ分割する比率が存在しないため、まずリース事業協会が公表している各業種別の「設備投資額」を基に 17 分野の構成比を推計し、通常の経済活動別 FISIM 消費額における比率を用いる。なお、経済活動別 FISIM 消費額のうち、約半数を占めている「住宅賃貸業（帰属家賃）」は家計であり、FL FISIM 消費をしないものとし、「0」とする。

「卸売業」を推計する場合

- ① 「卸売業」はリース事業協会において「卸売・小売業」に属しているため、「卸売・小売業」の「設備投資額」合計に占める割合を推計。
- ② 「卸売・小売業」が対象となる通常の経済活動別 FISIM 消費額（「卸売業」「小売業」）を合算し、このうち「卸売業」の割合を推計。
- ③ FL に係る「卸売業」FISIM 消費額 = FL に係る FISIM 国内消費額 × ① × ②

参考：平成27年産業連関表総合解説編における関係記述の抜粋

#### 第4章 第2節

##### 10 取引基本表作成上の特殊な取扱い

###### (6) 使用者主義と所有者主義

###### ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経費の扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの考え方がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。この場合、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費及び減価償却費を控除したもの）を、使用者が該当する列部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。そのため、賃貸部門は部門として成り立たないが、生産と生産のために使用される資本が一体として処理できるとともに、投入係数の安定性も増すという利点がある。

一方、「所有者主義」は、その生産設備を所有する部門に経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸を行う部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸を行う部門の国内生産額となる一方、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）に相当する金額を、物品賃貸を行う行部門からの中間投入として計上する。経済実態として、産業全体に占める物品賃貸業のウエイトが相当程度あるとともに、物品賃貸を行う部門の国内生産額及び粗付加価値を個別に計上する必要がある場合には、所有者主義が採られることになる。

###### イ 我が国の取引基本表での扱い

我が国の取引基本表では、昭和60年表まで、両方の考え方を併用<sup>(注1)</sup>していたが、平成2年表以降は、全面的に「所有者主義」で推計している。<sup>(注2)</sup>

これは、前述のとおり、物品賃貸業のウエイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要がある一方で、「使用者主義」による推計は、基礎統計の現状からみて非常に困難であると判断したためである。

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の相違は、図4-20のとおりである。

(注1) 昭和60年表までは、日本標準産業分類（当時）の「電子計算機・同関連機器賃貸業」、「事務用機械器具（除電算機等）賃貸業」及び「貸自動車業」の3部門と「不動産賃貸業」については、「所有者主義」により推計し、「各種物品賃貸業」及び「産業用機械器具賃貸業」に該当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

(注2) 物品賃貸には、「オペレーティング・リース」と「ファイナンス・リース」の2つの形態がある。（中略）

オペレーティング・リースは、一般的にイメージされる賃貸であり、機械又は設備の耐用年数よりも短い期間について賃貸するものである。これは、所有者（貸し手）が使用者（借り手）に対して、物品賃貸というサービスを提供する（その一環として、機械又は設備の維持・修理の責任を負うことが多い。）という生産活動の一形態であり、国内生産額は、使用者が所有者に支払う賃借料で評価される。

これに対して、ファイナンス・リースは、「リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引」（リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）第5項）とされている。

我が国では、平成20年のリース取引に関する会計基準の変更に伴い、ファイナンス・リースの会計処理が、原則、賃貸借から売買に変更され、同じ物品賃貸業の中でも、会計上の取扱いが分かれることとなった。しかし、基礎統計上の制約から、取引基本表では、ファイナンス・リースについても、引き続き、物品賃貸業の活動として扱い、物品賃貸業全体として、「所有者主義」で計上している。

図 4 - 20 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A部門が物品賃貸業からリース料100単位で産業機械のリースを受けている場合

- ① 使用者主義（あたかもA部門が自己所有の機械を使用しているように記述）

※ A部門の本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストが上乘せされる。

A部門	
機械修理	(15)
営業余剰	(65)
資本減耗引当	(20)
国内生産額	(100)

- ② 所有者主義（機械の所有者を物品賃貸業として記述）

※ 通常のサービスの購入と同じ表章形式になる。

A部門	物品賃貸業
機械修理	15
物品賃貸業	100
雇用者所得	50
営業余剰	15
資本減耗引当	20
国内生産額	100